

そろいろ通信 11月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



皆さまいかがお過ごしでしょうか？ 暖かい10月でした。が、もうカレンダーもあと2枚です。
11月は子どもの所属している野球の行事が忙しく、なんと“放送”も私たち親が順番にしないといけないので、現在猛練習中です。ふだん何気なく聞いている放送ですが、意外と難しい。失敗しないように頑張ります！



気になるお金の相場
～業務外死亡の場合の香典～

社員本人の死亡した場合の香典（通夜・告別式に持参する場合）は、業務上・業務外ともに10万円が最多回答額で、一律定額で支給する場合があります。（日本実業 2009年調査 集計企業数 223社）

（単位：円）

	一律定額 で支給	勤続年数に応じて支給				
		満1年	満5年	満10年	満20年	満30年
最高額	100万	30万	50万	100万	30万	30万
最低額	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	30,000
最多回答額	100,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000
平均額	89,892	49,468	81,146	118,958	117,045	127,317

★これで完璧！ 11月の事務



☆年末調整の準備☆

各種控除申告書や説明書等の配布資料を用意し、早めに従業員への配布をし、早めに回収していきましょう。各種控除証明書などの書類添付が必要であることや、扶養家族の収入額を事前に確認しておいてもらうことを、合わせて従業員の方へ説明しておきましょう。

なお、子ども手当の関係から、今年から満16歳未満（平成8年1月2日以後生まれ）のお子さんは扶養親族に入れることができませんので、ご注意ください。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

10月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、11月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

10月分の社会保険料・児童手当拠出金を 11月30日までに納付。

☆9月決算法人の確定申告と納税☆

9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 11月中の決算応答日までです。



最低賃金についての基礎知識

先月の通信で最低賃金額の改正についてお知らせしました。ところで、最低賃金のことを意識して、お給料を設定されているでしょうか？ 最低賃金の見直しは毎年行われ、近年は引上げの一途をたどっています。知らず知らずのうちに、最低賃金を下回っていた…なんていうことのないように、一度確認なさってみてください。

- ・最低賃金とは…会社が労働者に支払う賃金の“最低額”を定めたもので、最低賃金法に基づき国が決定します。

- ・最低賃金の種類…最低賃金には、「地域別」と「特定（産業別）」の 2 種類あります。地域別は、都道府県ごとで決まります。特定（産業別）とは、地域別より高い最低賃金を定めることが必要と認められる業種に適用されるもので、大阪・兵庫・京都などであれば印刷業、各種商品小売業、塗装製造業、繊維工業など、都道府県ごとに 7~10 程度の業種が定められています。地域別と特定（産業別）の 2 つが適用になる場合は、「高いほう」を適用しなければなりません。

- ・最低賃金を支払っていない場合の罰則…地域別の違反は、最低賃金法に基づき 50 万円以下の罰金、特定（産業別）の違反は、労働基準法に基づき 30 万円以下の罰金

- ・適用される対象者…正社員のみならず、契約社員、パート、アルバイトなど雇用形態や呼称に関係なく、全ての労働者に適用されます。ただし、特定（産業別）は、18 歳未満、65 歳以上、雇い入れ後一定期間未満の技術習得中、その産業特有の軽易な業務を行う方には適用されません。

- ・チェック方法…最低賃金は“時間額”で定められています。月給、日給の方については、時間給換算してチェックします。実際に支払われる賃金から、次の 7 つを除いて時間給に割り戻します。①臨時に支払われるもの（結婚祝金など）②1 ヶ月を超える期間ごとに支払われるもの（ボーナスなど）③時間外割増賃金 ④休日割増賃金 ⑤深夜割増賃金 ⑥精皆勤手当、家族手当、通勤手当

- ・派遣労働者の適用…派遣先と派遣元事業所のどちらの最低賃金が適用になるかは、“派遣先”が正解です。賃金は派遣元から支払われるので間違えないようにしましょう。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

